

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

公の施設の名 称	指定管理者の名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県立生涯 学習センター	財団法人鳥取県 教育文化財団	主たる事務所の 所在地	鳥取市国府町 宮下1260	鳥取市源太12	平成21年4月1 日